

総合科学技術会議 第72回評価専門調査会  
議事概要

日 時：平成20年5月23日（金）10：00～12：00  
場 所：中央合同庁舎4号館 第4特別会議室（4階）

出席者：奥村会長、相澤議員  
青木委員、飯島委員、尾形委員、久保田委員、小舘委員、  
小林委員、田淵委員、知野委員、中杉委員、中西委員、  
中村委員、廣橋委員、古川委員、本田委員  
欠席者：本庶議員、薬師寺議員、石倉議員、郷議員、榊原議員、金澤議員  
伊澤委員、齊藤委員、榊原委員、陽委員  
事務局：岩橋審議官、大江田審議官、天野参事官他

- 議 事： 1. 開 会  
2. 評価専門調査会（第71回）議事概要（案）について  
3. 国の研究開発評価に関する大綱的指針の見直しについて  
（議事1）  
4. 平成18年度に実施した「国家的に重要な研究開発の事前評価」  
のフォローアップの実施方法について（議事2）  
5. その他  
6. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 評価専門調査会（第71回）議事概要（案）について  
資料2 国の研究開発評価に関する大綱的指針の改定骨子案  
資料3 評価システム改革促進方策検討の主な論点（再修正案）  
資料4 「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップに  
ついて（案）

（机上資料）

- 評価システム改革促進方策検討の主な論点（修正案）  
（評価専門調査会（第71回）資料3）  
○ 国の研究開発評価に関する大綱的指針の見直し方向（案）  
（評価専門調査会（第71回）資料4）  
○ 評価専門調査会における評価システム改革促進方策の検討経緯と今後の  
進め方（評価専門調査会（第70回）資料2）

- 評価システム改革促進方策の主な論点  
(評価専門調査会(第70回)資料3)
- 参考資料1 評価専門調査会における評価システム改革促進方策の検討経緯及び専門委員からいただいたご意見(未定稿)
- 参考資料2 国における研究開発評価制度の概要等に関する資料  
(未定稿)
- 独立行政法人通則法案の概要、独立行政法人通則法改正案新旧対照表
- 国家的に重要な研究開発の事前評価「ターゲットタンパク研究開発プログラム」について
- 国家的に重要な研究開発の事前評価「太陽エネルギーフィールドテスト事業」について
- 国の研究開発評価に関する大綱的指針 (平成17年3月29日)
- 科学技術基本計画 (平成18年3月28日)
- 分野別推進戦略 (平成18年3月28日)
- 競争的資金の拡充と制度改革の推進について  
(平成19年6月14日)
- 理化学研究所における研究開発評価について  
(平成19年5月22日)
- 産業技術総合研究所における評価について(平成19年5月22日)
- 科学技術振興機構における研究開発評価について  
(平成19年6月1日)
- NEDO技術開発機構における評価について(平成19年6月1日)
- 文部科学省における研究開発評価について(平成19年6月1日)
- 経済産業省における評価の現状等について(平成19年6月1日)
- 「研究開発評価」の課題と改善策(1)―課題評価を中心として―  
(平成19年5月22日)
- 「研究開発評価」の課題と改善策(2)―課題評価を中心として―  
(平成19年6月1日)

議事概要：

【奥村会長】おはようございます。定刻になりましたので、第72回評価専門調査会を開催させていただきます。

大変お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、最初に、この専門委員会の委員の方が一部交代になりましたので、私からご紹介させていただきたいと思っております。

後ほど委員の方の名簿が出てまいりますけれども、最初に、飯島貞代委員でございます。それから、尾形仁士委員でございます。それから、知野恵子委員。中杉修身委員でございます。中村道治委員でございます。廣橋説雄委員でございます。

以上の方に新しく加わっていただくことになりました。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は2件ございます。1つはこれまで検討を重ねてまいりました大綱的指針の見直しの件、もう1件は平成18年度に実施いたしました「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップ、この2件でございます。

<事務局から配布資料の確認が行われた>

○評価専門調査会（第71回）議事概要（案）について

平成20年4月10日の評価専門調査会（第71回）の議事概要（案）について確認が行われ、承認された。

【奥村会長】それでは、早速、最初の議題、国の研究開発評価に関する大綱的指針の見直しについて、議題1に入りたいと思います。

前回までに評価システム改革の推進について具体的に議論、検討をさせていただいたわけでございますけれども、今回それらの議論を踏まえまして、大綱的指針の改定骨子案を事務局で準備させていただいております。初めに、その改定骨子案につきまして、事務局より説明してもらいます。その後、先生方からご意見をいただきたく思っております。

では、事務局、説明をお願いします。

<事務局から机上資料・配布資料に基づいて説明が行われた>

【奥村会長】どうもありがとうございました。

ちょっと長々とご説明申し上げたので、一部ご理解いただきにくいところがあったかもしれません。これまで論点を個別に議論させていただいてきたわけですが、全体構成の中でどこにどう位置づけて、どういう表現をするのかという、全体を見ながら議論を進めさせていただく方がよろしいのではないかと、こういう形で準備をした次第です。先生方のご意見をいただきながら、より良きものにしてまいりたいと思います。

それでは、古川先生。

【古川委員】従来の議論を大變的確にまとめていただいている、ありがたく存じますけれども、もしかしたら私の誤解かもしれませんので、チェックをいただきたいと思います。

まず初めに、この2年間ずっと検討してきた流れは配布資料3にございますが、配布資料3の中で、従来一番論点が多かったのは論点2でありまして、5ページの論点2、とりわけ論点2-1で、「研究開発は政策、施策・プログラム、個別課題・プロジェクト」という、政策、プログラム、プロジェクトという、大きく分ければ3階層で見ていくという合意があったと思うんですね。とりわけ当時の平澤委員を中心として、従来の個別のプロジェクトだけの評価ではなくて、その上位にあるプログラムを評価していくべきではないかという視点が合意されていたように私は理解しています。

それに対して、今日ご説明いただいた骨子案に「(1) 重層構造における評価の効果的実施」というのがありまして、そこの中で出てくる言葉は、「階層構造になっている」ということしか出ていないわけですね。論点のところを見ていただいても、プログラム、プロジェクトを評価すべきであると。従来の指針にも「プログラム」という言葉は出ています。そういう点で、ここで「階層構造」という一言だけに絞ってしまうと少し評価の対象がぼけるのではないかと。

しかし、第2章の具体的な評価を見ますと、第2章のIの研究開発課題の評価ということで限定されて、前の言葉を借りれば、「個別課題・プロジェクト」ということに相当するのであろうと思います。そうすると、従来検討してきたプログラムレベルでの評価を、今回の改定では全く行わないというふうに理解してよいのかというのが1つ目の質問であります。

2点目は、骨子案の「はじめに」のところに「本指針の性格」というのがございますね。「本指針の性格」で、「これはガイドラインを示すもので、各府省は本指針に沿って評価方法等を具体的に定めなさい」と書いてありますね。しかし、実際は、総合科学技術会議の評価専門委員会としては、ここで行う評価と各府省が評価を行うという二本立てで評価をしてくれているのではないかと私は理解しております。したがって、この「本指針の性格」のところに「各府省が行う」というふうに明記してしまうと、縦割りの評価だけを助長してしまって、各府省間が連携した評価を行わなければいけないという精神が少し減少してしまうのではないかとというふうに懸念しております。

3点目は、「評価の結果の活用」というところですがけれども、従来は評価に関してはプロジェクト・マネジメント・サイクルを考えなさいという考え方があったように思うんですね。欧米と日本の評価の違いですが、欧米だと民間を中心にしてピーエムボックというんですかね、PMBOK（プロジェクト・マネジメント・ボデー・オブ・ナレッジ）という形で、きちんとした評価の項目

と評価方法が知識体系として出ています。そういうものが、少ないんですけども、現行の大綱的指針では13ページにマネジメント・サイクルというのが出てくるんですが、そのような、プロジェクトをマネジメントする、そのプロジェクト・マネジメントの中での評価があるということが、具体性がやや欠けてきたように懸念するんですね。その辺について、事務局で整理いただいてご苦労だと思いますが、お考えをお伺いできればありがたいと思います。

以上です。

【天野参事官】 それではご説明をさせていただきます。

最初の先生ご指摘の施策あるいはプログラムに対する評価の問題ですが、先ほどもご説明させていただきましたように、現行の指針におきましても、評価の対象として施策と課題、それから機関、独立行政法人につきましても、施策と課題というふうに分けておりまして、施策自体はプログラムとか戦略、計画、政策等々、どちらかという政策上の課題、具体的な事務事業をまとめていく、例えば競争的資金制度について端的に言いますと、個別の採択課題が研究開発課題という区分に、競争的資金の制度そのものが研究開発施策の区分になります。

今回も基本的にこの区分を変えることなく整理をさせていただいているつもりですが、先ほどもご説明させていただきましたように、評価につきましても、研究開発の現場に近い視点から見ていったほうがいいのではと考え、課題を先に整理させていただいて、最後、政策まで含めた研究開発施策の評価を4つ目に整理しているということでございます。したがって、考え方におきまして、施策を抜いているというわけではございません。また、施策の評価の重要性、あるいは、施策をプログラム評価的にそれぞれ施策の中での個別の課題の関連づけをしっかりと持たせるという方向性の論点は、第2章のIVの中に整理させていただいて、反映させていきたいと考えております。

【奥村会長】 ちょっといいですか。改定骨子案の目次で第1章、第2章に分けて、第2章が対象別評価ということで分けているものですから、比較的長くなっています。その中に、Iがいわゆるプロジェクトです。IIが研究者の業績の評価、個人の評価ですね。それから、IIIが機関の評価、一番下のIVがいわゆるプログラムと言われるものの評価で、これはご指摘のように議論の中心でしたので、むしろ今回はこれを明確に表へ出すようにしている、というふうにご理解いただけたらいいかと思います。

【古川委員】 今の点はよく理解できましたけれども、最初の「本指針の性格」というところに、施策のことを書かないと……。

【奥村会長】 ですから、ご指摘のようにちょっと文言を修正すれば、つけ加えるように。

【古川委員】そうですね、いいと思いますね。

【天野参事官】あと2点についてご説明させていただきます。

大規模なプロジェクト等について、基本的に総合科学技術会議が中心になって、各府省をまたがる共通的な評価をするという体系は変わりません。この指針はそこも含んだ概念にはなっておりますけれども、体系上は、この指針に基づいて各府省で指針を作ってください、独法等でもルールを定めていただいて、個別具体的な施策や課題についてのルールの要領、要綱等を決めていただくということになります。次の課題のところ、総合科学技術会議が実施する評価の考え方をまとめておりますので、そういうところにまた反映していくということかと考えているところでございます。

3つ目のプロジェクト・マネジメントとの関係についてですが、先ほどご説明しましたとおり、骨子案の「I 研究開発課題の評価」の「評価の実施時期」等で、「マネジメント」という言葉は用いてはおりませんが、マネジメントサイクルにおける事前評価、終了時評価の活用について具体的に記述する形で整理することで、そういう方向性をより強く出したつもりでございます。

【古川委員】私が申し上げたかったのは、評価は外部評価と内部評価を基本に下さいというのが基本の骨子だと思いますが、内部評価のときに、プロジェクト・マネージャーがいるわけですから、プロジェクト・マネジメントの手法に則って評価をするであろうというところが少し薄れたのでは、ということです。今、天野さんのご説明は、外側から見て採択時、中間、フォローアップという評価の形を言っているのもあって、採択を受けた側の組織、団体が自己評価をするときに内部ではどうするかということが少し薄れたような印象がないかということをお願いいたします。

【奥村会長】ご指摘のとおりで、それをどこにどういうふうに具体的に文言として入れたらいいか、ご提案を具体的にいただけますと、事務局も大変助かります。

【古川委員】また後で言います。

【奥村会長】はい、お願いいたします。

それでは、久保田先生。

【久保田委員】さっきの古川委員の最初の質問、私もちょっと気にかかっておりまして。このところちょっと欠席していたものですから、議論に乗り切れていないかもしれません。

プログラムがあって、プロジェクトがあるというと、上位にあるのはプログラムですね。本来プログラムが先にあって、ずっと下流にいてプロジェクトという順番になっていくのではないかと思います。今回の目次はその逆にしたとさっきおっしゃられたのですが、私は、やはりそれはその逆ではないかとい

う気がするのですけれども、いかがでしょうか。

【天野参事官】確かに先生がおっしゃるとおり、現行のものはまず施策があって、課題があるというように、施策の大きな括りから整理しているところがあると思います。ただ、研究開発というのは、実際に研究開発をやる現場があって、そこで一つ一つの課題について進めていくということからすると、今回の整理は、基本は課題から始まるのではないかということで、そこがしっかりできているということが前提で、施策の評価のあり方もございますけれども、研究開発の成果をきちっと出していくという意味では、その評価から始まるという整理をさせていただいたらどうかということで、こういう形にさせていただきました。

【奥村会長】つけ加えさせていただきますと、これも論点で出てきたんですが、プログラムなり施策なりを評価するときに、その中に含まれる個々のプロジェクトについての議論をもう一度やると、これは極めてリダンダントで、手間もかかります。プログラムというのは、含まれる個々の課題を一つ一つ再点検することではなくて、プログラムないしは施策として、全体として政策目的に対してどういう貢献をしたかということの評価すべきであるというのが論点であったかと思います。

そういうことで、今ご指摘のあった、プログラムがあって、個別のプロジェクトがあるというプロジェクトと、ここで挙げているプロジェクトとは、おっしゃっている意味は恐らく違うんだろうと思うんですね。これはプロジェクト単独で成り立っているものを冒頭に持ってきていると、そういうことでご理解いただければと思います。

【久保田委員】ああ、そうですか。

【奥村会長】はい。どうぞ。

【青木委員】最初のほうの質問ではなくて、2番目あたりの質問だったと思いますけれども、主体との関係で、この指針は各種の評価に対応した指針になっているというふうに私は理解しておりました。そういう意味で、現行のものは自己点検とか、推進主体が行う、推進主体というのは、現行のほうですと、例えば大学なども推進主体に入っているんですね。どちらかというとき自己点検的に行う評価の場合と、第三者評価の場合と、両方を併記して、内部評価にも外部評価、第三者評価にも対応するんだという枠組みの中で、その評価のあり方を書いているように思えるんですね、現行のものは。注1、注2がついていて。

ところが、改定案になりますと、第三者評価主体が消えてしまって、研究主体と推進主体が主語になって、「評価を実施する」という表現に書き改められてしまっていて、機関内部とか省庁内部の、自分たちが推進していることについて、自分たちで評価するというだけ限定してしまったのかな、なぜそ

うなったんだろうというところがちょっと疑問に思っています。幅広い形での表現に現行の表現はなっていて割と良かったのではないかと考えていたんですけども、何でそうなってしまったのかご説明いただきたいことが1つです。

もう1つは現行の大綱的指針第3章の1で書いてある4行目のところです。「関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか・・・等に特に留意して評価する」ということが現行のものにありまして、これは悪いことではなくて、良いことだとずっと思っていたものですから、今回の改定の主な論点にも特に上がってこなくて、改定案になったらこの言葉がどこかに消えてしまったんですけれども、なぜ取ったのかという理由もよくわからなかったもので、それを説明していただくと大変ありがたいです。

よろしく申し上げます。

【天野参事官】 それでは、ご説明させていただきます。

第1点目の第三者評価の概念が抜けているのではないかとということでございますけれども、現行のものも、第三者評価としては、総合科学技術会議とか大学評価・学位授与機構等、制度上やられている第三者評価を言っていると考えております。基本的には各府省、独法等がやる施策、課題につきましては、自己評価を中心にして、それを外部評価あるいは内部評価でやっていくという体系になっていると思います。そういう意味で、今回、原則を整理するということを強く前提に整理したものですから、制度の中での第三者評価の取扱いは、先生がおっしゃるように前面に出ていない面があるかと思っておりますけれども、現行の指針においてもあくまでも制度的に決められた独法評価委員会等の第三者評価の位置づけだったかなと考え、今回、原則を整理した関係でこういうふうに整理しました。

2点目につきましては、その考え方や重要性を整理したものではありません。こういう評価の視点については、研究機関、施策の評価において重要であると思っておりますので、文言整理をする中でこういうポイントの盛り込みについては検討させていただきたいと思っております。

【岩橋審議官】 事務局から、今までのご質問を含めて補足をさせていただきます。

今の自己点検の考え方でございますが、自己評価に任せるということではございませんで、独法の通則法の改正についても、ご説明させていただきましたように、独法通則法の評価についても、独法が自分が掲げた目標をどの程度達成しているかということ自ら評価し、その結果について評価するという仕組みでございます。同じ考え方に立っておりまして、こちらの大綱的指針による評価も、研究開発を實際実施した方、この方は国費を使っているわけですので、使った人間が目標に対してどの程度達成したかということをもまず自分で評価し



なさいと、それを自己点検と称しています。

その結果を、外部評価を中心にして評価していただくということでございまして、自分で評価して、それでおしまいということではございません。評価について、ここでもいろいろご指摘がありましたけれども、評価を実施する人に対して非常に負担がかかるということですので、実際に研究している人は、その目標を達成できたかどうかということ、一義的に一番よくわかっているはずなので、それは研究者の責任とプライドにかけて自らを律して評価をする、それを基に評価をしていただくという考え方でございます。

それから、先ほどの階層の順番でございませけれども、これはどういう形で整理しても本質的には変わらないのですが、私どもは、ここでもご指摘のありましたとおり、評価が非常に錯綜している、階層的で効率的でない、というご指摘を踏まえ、そういう意味で、今回の大綱的指針の改定の底に流れておりますのは、より下位での評価を活用して、同じ評価を繰り返さないという意図でございまして、したがって、より下位の評価の結果がこの大綱的指針に則って行われているものであれば、なるべくそれを活用してより大きな評価、その上の階層の評価をするときに評価を繰り返さないという意味で、そういう形で効率的にするという観点から、事務的な整理として、より下位のほうから積み上げをすることによって、そういったものを活用することによって、重複、無駄を排したいということで整理させていただいたところでございます。

【奥村会長】青木先生。

【青木委員】ご説明をいただいたところでございますけれども、現行のものと比較するという視点で見ますと、現行のものでは、国の研究開発評価はいろいろな方法で実施されるとなっております。自己点検もあれば外部評価もあるだろうし、第三者評価という視点もあるということ、うたっているように思うんですね。改定の骨子案を見ると、「第三者評価」という言葉を消してしまっているの、国の研究開発評価は第三者評価を受けないと、そういう趣旨に受け取られかねないところがございます。

これは指針を示しているわけでございますので、多様な評価に対しての指針になっている必要があらうかと思えます。そういう意味で、評価主体の表現を、実施主体はあくまでも実施推進主体だけに絞らないほうが、指針としては適切ではないかなと思うところでございますが、ご検討いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

【奥村会長】ちょっとよろしいですか、今の件で。実施主体だけに絞るとか、自己点検だけで絞るということは、全くそうっていないと思えます。むしろ今回出していますのは、現行の方向は評価の方法として、第三者評価も行うし、外部評価もあるし、場合によっては内部評価でもいいと、そういうふうであら

ゆることが書いてあるんですね。ある意味ではそのほうが、「何でもあり」、「どれでも適合するものに使い分けて結構ですよ」というふうに捉えられかねないので、今回は、指針ですので、原則を決めるということです。

別にこの方法と違う方法をとっても構わないんですね、例えば内部評価でやりたいという機関があれば。ただし、そのときは説明は要ります、なぜ内部評価であるのかということ。ここで、「どの方法もあるよ」ということになりますと、それが明確にならないので、外部評価を原則にすべきではないかということです。違う方法をとれば、その方法をとったことについて府省なりの説明を求める、そういう考え方に立っているわけです。

【青木委員】もしそういうことであれば、評価主体としても、外部評価と第三者評価は違うという視点でございますので、評価の実施主体のところに、もっと幅広い視点で捉えていることがわかるような表現にさせていただいたほうが適切ではないかなと思うところですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【奥村会長】恐れ入りますが、また後ほどメールで結構ですので、何かイグザンプルをご提示いただけますと、大変助かります。申しわけございません。

田渕先生、どうぞ。

【田渕委員】3点、質問と意見です。

まず1点目、先ほどから出ておりますプログラムの評価ですね。ここでプログラム評価とプログラムのレベルの評価、要するに手法としてのプログラム評価と、プログラムをレベルとして見たときのプログラム評価、施策評価、そこが混在しているというか、混乱しているように思ひます。これは提案なんですけれども、用語の統一ですね。注で書いてあるところもあるんですけれども、これまでの議論の中で、施策イコールプログラムというのか、個別課題がプロジェクトとイコールでいいのか、違うのか。ここで言っているプログラム評価は、手法としてのプログラム評価だとか、その整理が必要になると思ひるので、一覧か何かにしていただくと、皆さんの認識が共有された上で議論が進むのではないかと思ひます。

それに関連してなんです、レベルとしてプログラムを捉えたときに最後に持ってきたということになっていますよね。手法としてプログラム評価の重要性が指摘されてきたと思ひます。その重要性がここでは見えないんですね。きょう初見なので、どこかに書いてあるのかもしれないんですが、重要性が、まずは必要なんだということが書かれているのであれば、どこに書いてあるのかを教へていただきたいというのが2点目です。

3点目は、私、総務省の独法評価委員会に関わっている人間として、機関評価等の評価の部分を、総務省の行政評価局が所管している独法評価委員会での評価とどう差別化していくのかというのが、ここだけでは全く見えないんです

ね。そうすると、独法の方で同じことを2回やらなければいけない。「繰り返しはやめたい」ということなんですが、そこでそういったものが出てきてしまうのではないか。先ほどのご説明では、研究開発のマネジメントの観点でこちらの評価はしていきたい、そこで差別化を図りたいというようなご説明だったかと思うんですが、総務省の独法評価委員会でも研究開発のマネジメントといった意味で、人員の配置をどうするかとか、効率性の観点からそこにいかざるを得なくて、マネジメントというのはそこに直結してくるんですね。

ということは、研究開発機関の機関評価というのは同じなのではないかと。であるならば、同じ評価でいいのではないかと。要するに、委員としての視点と、総務省としての視点と、こちらの総合科学技術会議としての視点、その評価を見るときに、分析の視点が違うのであれば、その分析の視点を変えてあげるとか。そういう形にしていかないと、独法のほうが混乱するのではないかと思います。これは確認をさせていただきたい点です。

以上です。

【天野参事官】 それでは、ご説明いたします。

最初に、用語の統一の話は、現行のものでは、推進主体の定義とか、第三者評価の定義、内部評価の定義とか、定義が書いてございますが、今回そこまで再整理しなかったということもございまして、先生ご指摘のとおりでございますので、そこは整理させていただきたいと思っております。

プログラム評価の内容等につきましては、課題、施策のところは少しずつ、前提として重複がないようにという論点、階層構造の中できちんと関連づけなさいという論点は整理させていただいているつもりでございます。特に研究開発施策の評価手法のところ、プログラム評価をする上ではプログラム化という過程が一番大切、関連づけ、一体としてプログラムしていくところがあるかと思っておりますけれども、そういう趣旨を4の(1)の3つ目の○で整理させていただいたつもりでございます。

それから、独法評価の関係につきましては、ちょっと……。

【田渕委員】 今のプログラム評価の観点で確認してよろしいですか。今のお話ですと積み上げですね、個々のプロジェクト、個別課題、そういったものの評価の結果があって、それを基にして施策の評価をする、プログラムの評価をするというように捉えたんですが、それでよろしいでしょうか。

今、私が確認したかったのは、手法としてのプログラム評価、要するに積み上げではなくて、上からゴールに、まず目標があって、それを達成するために何が必要で、それが本当に達成されているのかという、上からの評価の観点がどこに書いてあるのかということを確認したいということなんです。

【天野参事官】 私、誤解していたようです。そこで整理しましたのは、積み上

げ的なものでございますけれども、目標の関連づけというのは、プログラムをつくるときに課題がなぜ必要かということも、プログラムですから、当然その中にビルトインされて、その必要性なりが決まり、個々の目標が決まって、全体の決まっていくと。初めに必要性を考えるとときには、大きな施策、プログラムの必要性、その中で実現していくための個々のプロジェクトなり課題なり施策なりの必要性が出てくるという体系が一つある。

今度、成果の評価をするときには、それぞれの個々の課題なり、具体的な施策の達成状況があって、それを積み上げた上でその目標が達成されていくという、あらかじめ個々の目標と全体のプログラムの目標が関連づけられていて、成果の評価のときには個々のものが達成すると、仕組み上は施策のプログラムの目標が達成されていくと、そういう関連づけを持たせていくというのが基本ではないかということ、こういう形で整理をさせていただいておりますので、目標達成のそれぞれの施策で括った中の個々のものと、施策全体の目標達成の関連づけをより明確にしていくという整理をさせていただきました。

【奥村会長】ちょっと補足しますと、プログラムと言っているときに、プログラムに幾つかのプロジェクトが内部に包含されているケースが多いと思うんですけれども、個々のプロジェクトはプログラムにとって必要不可欠なもの、必要十分、それがまず前提条件ですよということがあって、つまりそれがプログラムを構成するという意味合いですね、お互いバラバラなものが並んでプロジェクトがあっても、これはプログラムにならないわけで、プログラムであれば必ず連環性があるはずであるということになります。

先生のご指摘は、プログラムを構成する個々のプロジェクトの成否が、全体のプログラムとしての成否に自動的につながるのかということのご指摘ではないかと思うんですよね。それは、今申し上げたように、個々のプログラムの構成そのものがお互いに必要不可欠な関係になっていけば、おのずと1対1の対応がつく可能性がある。包含される個々のプロジェクトがプログラムにとって必ずしも必要でないものが入ったりすると、あるいは、欠けていたりすると、全部ができてプログラムとしての成否は判断できなくなると。基本的にそういう考え方に立っているんですね。

したがって、プログラムそのものの評価の重要性をもう少し明確にしないかということであれば、どこかに文言をつけ加えないといけないかと思うんです。先生、何か具体的なお提案があったらお願いしたいんですが、すみません。

小林先生。

【小林委員】今の田淵委員のご意見は私ももっともだと思うんです。それちょっと提案なんですけれども、改定骨子案第2章Iの3の3点目の○のところに「さらに、終了後」というのがあって、「一定時間を経過してから波及効

果云々」という部分は、個別課題の成果がそれよりも大きな上のものにどのくらい貢献している、それが本当に正しいプロジェクト、適切なプロジェクトだったのかということ、ここで判断できるのではないかと思うんですね。だから、ここに組み込まれたらいかがなんでしょうか。プログラムとの関係性というか、プログラムに対する貢献度と言いますか、そこの部分をこの追跡調査、「一定時間を経過してからのインパクト」の部分で連携していくというふうにしたらいかがかと思いますが。

【奥村会長】 ああ、なるほど。検討させていただきたいと思います。

では、本田先生。

【本田委員】 メンバーの方が代わられまして、それぞれのメンバーの方が新しく見ると新しい改定のこといろいろ出てきますよね、実際問題。でも、今回の改定につきましては、私の記憶では3点のポイントがあったということですね。

1つは、プログラムであるにもかかわらずプロジェクト評価をしていたと、これは間違いじゃないか。プログラムはプログラムとして評価しましょう、プロジェクトはプロジェクトとして評価しましょうと。じゃ、それぞれの評価項目や評価の仕方はどうしたらいいのでしょうかと。そのときにもう少し具体的にマトリックスをつくって、こういう評価方法がいいんじゃないかということをやったらどうですかというのが1点目ですね。

2点目につきましては、いろいろなところの重層階層になっている評価をできるだけやめて、評価される方の負担が少なくなるように、もう少しそれぞれの評価を関連づけて、ダブりのないようにしましょうと。じゃどうしたらいいのでしょうかというのが2つ目の改定点ということですね。

3つ目の改定点につきましては、いつも評価者の立場で見てきたけれども、被評価者の立場で見ればどういうふうにしたらいいのか。このような3点について、今回の改正について議論していきましようというスタートだったと記憶しているのですが。

ところが、今の話を聞いていますと、全面改定のごとく、それぞれの方がそれぞれのことを言ってきているので、事務局も大変だと思うのです。そうすると、全面改定をしようとしているのか、それともこの議論が始まったときのような、私の記憶違いがあれば正していただいたらいいのですけれども、そういうような3点に関連した改正をしていくのであれば、もう少しそこにフォーカスして議論を進めていくのが効率的ではないかなと思うんですね。

【奥村会長】 ありがとうございます。

新しくお見えになった方にはちょっとわかりにくいかもしれませんが、基本的には今、本田委員からご指摘のあった点が今回の改定の主軸でございます。

す。ただし、それをやろうといたしますと、この本文をごらんになっていただくとわかるんですが、他のところもいじらざるを得ないのではないかとということで、今回ちょっと大きな作業になっております。

基本はその3つでございまして、例えば、先ほどもございましたように、被評価者にエンカレッジということが出ていますけれども、具体的にどういうことなんだということで、今回自己点検ということ、つまり評価される人がきちっと自分の仕事を批評できる、自己評価できるということを入れている。それが1つ。ですから、基本的にはこの3つが原点でございまして。大変いいご指摘をいただきましたので、今の3つの点を中心に、結果それに付随して変えざるを得ない部分が出てきていますので、そういうふうにご説明したいと思っております。

最初に、この3つの点について、今、私も申し上げたんですが、被評価者側の立場ということで、例えば、改定骨子案第2章Iの4の(3)自己点検の活用ということ、ここに打ち出してございまして、「被評価者が自らの研究開発の計画段階において明確な目標とその達成状況の判定指標等を明示する」ということをして、それに伴って自己点検を行って、それがきちっと主張できるということにしたらどうだろうか、それを受けて評価する側が評価したらどうだろうかというのが、本田委員の第1番目の指摘に関する事項を明示化したというのが、今回一つの大きな特徴になっています。

それが1点と、あと、研究開発評価を受けた後、それが次にどうつながるか。次のファンディングを要求しようとするときに、また別途評価されるということで、非常に手間がかかるということがあるので、同じ章のIの4の、「つながる」というのを今回強調するということをご説明申し上げたと思っておりますけれども、その2つが被評価者側をサポートする項目になっております。

そういう意味で、事務局、論点整理ですね。それから、プログラムについてはまだ不十分な点がありますけれども、施策評価のセクションがあります。それから、重複評価については、ところどころ出てくると思っておりますけれども、個別のプロジェクトをやった後、例えば施策評価をするときに、また改めて個別のプロジェクトの評価をするのはやめましょうというところに表現されています。ということで、この3点はどこかの表現のところには入れているつもりです。

あと何か補足ありますか、事務局から。

【天野参事官】先生のおっしゃるとおり、論点の中には、一昨年からご検討ただいて、ご意見いただいた内容を論点ということで、そこが色濃く出るように整理させていただきました。それを具体的にどうしていくかという検討の中で、大綱的指針に活かすのが、それを実行していく上で総合科学技術会議の手

法としてはあり得るのではないかと。その場合に、現行の大綱的指針を見ますと、そういうものを活かす上で少し再整理が必要だということで、前回ご説明をさせていただいて、こういう形で項目の再整理をさせていただきました。

これまでの先生方のご意見は、あくまでもその3点を中心に論点に集約させていただいて、それを的確に反映していくとともに、少しわかりやすく項目全体を整理したいというのが、今回の見直しの内容になっております。先ほどご説明させていただきましたように、ほとんどのところが内容的には現行のものを引用し、そして項目の整理をさせていただいておりますけれども、そういう考え方でまとめていきたいと思っておりますのでございます。

【田渕委員】独法の機関評価のお話の回答をいただけますか、先ほど移ってしまったので。独法の話です。

【天野参事官】機関評価、独法評価の関係でございますが、改定骨子案第2章Ⅲの6の②独立行政法人研究機関の評価ということで、今回ここで整理させていただきましたのは、独立行政法人については、独法通則法に基づいて中期目標期間の実績を自らが評価するという仕組みに改正法では変わっております。その評価結果を活用して、総務省の一元化された独立行政法人委員会が評価を実施し、その過程では各府省が意見を付すという仕組みはございますけれども、結果が出され、当然にそれは資源配分あるいはその機関の運営に反映していく。最初の段落は新しい仕組みを書いております。

この場合に、研究開発の実績に関する評価につきましては、前のページにございますが、研究機関については、自ら評価をするという評価の手法として内部の者がやる場合、それから外部の有識者等を活用する場合等あるかと思っておりますけれども、この場合は、自ら評価をするやり方として外部の専門家による評価というものを一つ原則として出しております。そういうやり方でこの大綱的指針に則って独立行政法人がやった評価については、研究開発の内容についての評価については、その独法がやった自己評価を尊重して、独立行政法人委員会は独法がきちんとしたマネジメントをやっているのかどうかという観点で見えていくという、役割分担が必要なのではないかと整理をしたつもりでございます。

【田渕委員】この中に、例えば「機関の設置目的、中期目標等に即して、適切に評価項目を選定し」とありますけれども、ここの部分に関しては、例えば評価委員会ごとにそれぞれに適したものを独法に設定するようにとっているのでしょうか。そうすると、またちょっと独法のほうの負荷もかかるのかなと。その辺の役割分担ですね、どこで何を評価するか、その辺をもう少し明確に整理されたほうがよいのではないかと思います。

【天野参事官】ここで言っているのは、大綱的指針に基づいて独法に願います

る評価というのは独法が自らやる評価の部分で、それを基本的を書いてございます。ただ、制度的な階層があって、独立行政法人評価委員会がやる評価もございまして、その関係は、研究開発の内容についての役割分担はこういうふうにしたいという整理をしたつもりであります。ですから、そこははっきり出てないようでしたら、主体等をきちんと書き分けをして整理をさせていただきたいと思います。

【奥村会長】そうですね、ちょっと書き方を。

本田委員。

【本田委員】先ほど言った話、3点について誤解がなかったということなので、次に追加して言いますと、資料3の5ページの論点2-1で、青字に変わっているところがまた元に戻って誤解があるところですね。このときは、「体系のもとで実施される」で切れて、そのあとに「それぞれの階層ごとに正しく評価すべき」と書くべきだと思うのですが、それぞれをまた「個別課題に着目する」となっていますから、プログラムの中のプロジェクトを評価しようというふうになってしまうのです。ここに今議論になっている誤解が出てくるのではないかと思うのです。この青字に変わっているところが改悪されたような形になっていますので、ちょっと見直していただく必要があるというのが1点。

それから、先ほど申し上げましたように、プログラム評価はどのような評価項目、どんな評価をするのだと、プロジェクトはどうするのだという、具体的な例を挙げて議論しましょうとなったような気がしていたんですけども、その例示がないので、皆さんで議論するところがなくなったのではないかと思うのです。そういう例があれば示しておこうというのも前回の話ではなかったかなと理解しているのですけれども、いかがでしょうか。

【奥村会長】プログラムの構成要件は、例示というか、イグザンプルといってもかなり多種多様にわたるわけですね。そういうご発言があったように私も記憶してございます。前に平澤委員がおられたときにもご指摘があって、具体的な例が出てきているんですけども、それですべてということにはなり得ないので、私の理解ではイグザンプルはイグザンプルとして検討できるにせよ、その議論がどこまで普遍性を持たせられるのかということについてはクエスチョンだったように私は記憶しています。

【中村委員】先ほどの議論を伺っていて、こうしたら少し改善できるかなという点なんです。これまでやってきた大綱的指針では評価方法の設定というところに、評価手法と評価の観点と評価項目、評価基準というふうきちんと書いてあった。今回、4つの大きな評価の対象に対して、おのおの項目が違うんですね。この辺をもう少し統一的にやって、しかも、各々に対してその分野



の固有の言葉で書くと。今、本田委員がイグザンプルとおっしゃいましたが、少し固有の言葉で書かれたらいいのではないかと。

例えば、改定骨子案第2章Ⅳの4の(2)の評価の観点及び評価項目・評価基準というのは、現行の指針にあるのを大体踏襲した書きぶりですが、極めて簡単になっているんですね、わずか4行か5行で。今の議論はほとんどここではないかと思うんですが、「プログラム」という言葉はないし、プログラムと観点で、どういう切り口で評価しなければいけないということも。もうちょっとこのあたりが充実すればいいのかなと。ほかのところも同じなんですけれども、いかがでしょうか。

【奥村会長】これで終わるわけではございませんけれども、今日は時間が迫ってきておまして、冒頭ご説明しましたように、これはあくまで骨子案で、極めて不十分なものがございますので、この中で削るもの足すもの多々あると私も認識しております。前回あるいは前々回の議論でも、個別のところだけやっていると全体観がなかなか見えないというご指摘に対して、今回、粗い姿ですけども、ご提示申し上げたので、不十分どころが多々あることは認識しております。ぜひ次回までにもう一度ごらんになっていただいて、具体的にご提案項目、どこにどのような表現を入れるべきである、あるいは、考え方を事務局にご提案いただくということで、次回引き続いて議論させていただきたいと思っております。

と言いますのも、きょうはもう1件、差し迫った議題を用意しておりますので、まことに恐れ入りますが、そちらに移らせていただきます。

それでは、事務局、第2議題を。

#### <事務局から資料4に基づいて説明が行われた>

【奥村会長】本件に関して何かご質問等はございますでしょうか。

これは従来のやり方そのままでございます。先ほどのシステム改革と同時にこういう個別案件が入ってきて、大変負荷が増えますけれども、よろしくご対応をお願いします。

それでは、この方法に沿って評価専門調査会で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、本日本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。本日の配布資料はすべて公表するということにさせていただきますので、ご承知おきください。

それでは、今後の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

【天野参事官】それでは、今後の日程についてご説明させていただきます。

次回は6月16日、月曜日、午後4時から2時間程度の予定で開催させていただきたいと思っております。場所につきましては、決まり次第ご連絡をさせていただきたいと思っております。

次回は、先ほど会長からお話がございましたように、先生方には今回提出しました骨子案についてのご意見を事前に伺いまして、それを反映させた形で資料を整理させていただきたいと思っております。その意見のご照会につきましては、私どもからメール等でご照会をさせていただきまして、それに答える形でご意見をいただくというような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【奥村会長】最後に、事務局も頑張っておりますので、できるだけ具体的に修文を、案まで含めてご提案いただけますと、大変ありがたいということを私のほうからお願いしたいと思っております。

それでは、長時間にわたりまして、大変熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。引き続きよろしく願いしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

—了—